

経営 相談

相続税生前対策

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

平成27年からの相続税改正（相続税増税）を受けて、相続税に対する関心が高まっています。

これは、財産の評価額は変わらなくても、基礎控除（課税額から控除される金額）が減額になることにより課税価額が増加し、相続税が課税される相続申告の割合が現行の1.5倍くらいになるだろうという試算などによるものです。

また、相続税は親族が亡くなったときに発生する税金なので、生前に口にするには縁起でもないという風潮から、現在は生前にしっかりと対策をして相続税の負担を軽減しようという風潮に変わりつつあるようです。

1. 節税対策が一番有効な税金が相続税です

法人税や所得税は毎年継続して発生する税金なので、仮に節税対策をしなくても、将来的に対策を実行することによってリカバリーできます。それに対し、相続税は一生に1回の税金なので、生前対策が実行されなかった場合のリカバリーができない税金です。

逆に、生前対策をしっかりとしておくことで税金の軽減がなされることから、節税対策が一番有効な税金ということがいえます。

2. 現状分析と対策案の策定、そして、対策実行が重要です

相続税対策は相続税の軽減を図るものですが、その実行コストとの関係も重要です。そこで、現状の財産の状況や相続税額の状態を把握してから有効な対策を実行することが重要です。

まずは、現状分析からスタートです。そのうえで、現状に則した相続税対策を策定し、できるものから実行することがさらに重要です。相続税対策を策定して、安心してしまいがちありますが、効果は少なくとも対策を実行することが生前対策の重要なところではあります。

3. 平成27年相続税改正の主な内容

平成27年1月以降改正の相続税関係の主な内容は次の通りです。

項目	内容	影響等
基礎控除の見直し	・ 定額控除を5,000万円から3,000万円に減額 ・ 法定相続人比例控除を1人1,000万円から600万円に減額	平成27年改正により相続税の課税比率が従来の1.5倍となる要因となる改正です（増税）
税率構造の見直し	・ 6段階税率から8段階税率に変更	課税額1億円以上の場合、税率が増加。最高税率は50%から55%に増加（増税）
小規模宅地等の評価減（80%）	・ 居住用の対象面積が240㎡から360㎡に増加 ・ 居住用、事業用の併用の場合の限度面積を最大730㎡に増加 ・ 2世代住宅の適用要件を緩和	居住用の適用面積の拡大と適用要件の緩和（減税）
未成年者控除引上げ	・ 6万円から10万円*（20歳 - その者の年齢）に増額	控除額引上げ（減税）
障害者控除引上げ	・ 6万円から10万円*（85歳 - その者の年齢）の増額	特別障害者の場合は20万円に増額（減税）

(2) 小規模宅地評価減適用の検討

今回の改正での減税項目である小規模宅地の評価減の適用が確実にできるように、要件の確認をしてください。

(3) 非課税財産への転換

金融資産の一部を非課税財産（生命保険控除、退職金控除適用等）の範囲までの転換を検討してください。